

原発事故時は自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが平成23年3月12日に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年4月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人（原発事故時20歳）について、避難指示解除準備区域から避難し、体育館における避難生活を強いられたことや、避難生活の期間等を考慮し、日常生活阻害慰謝料合計24万円（同年3月及び4月分）及び過酷避難慰謝料15万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円の半額）が賠償され、また、実家に置いていた家財道具の財物損害が賠償されたほか、避難生活が終了した後は自主的避難等対象区域で生活していることを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額20万円（ただし、既払金は控除。）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、別紙記載の和解金合計89万円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が、申立人に対し、前項の金員のうち12万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月27日

（仲介委員 姫野 博昭）

損害項目	対象期間	和解金
日常生活阻害慰謝料	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 4 月 30 日まで	240,000 円
過酷避難状況による精神的損害 (第五次追補第 2 の 1)		150,000 円
財物損害 (家財道具)	—	300,000 円
精神的損害 生活費増加費用 移動費用 (第五次追補分を含む)	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 12 月 31 日まで	200,000 円
和解金合計		890,000 円